

鳥獣被害防止総合対策交付金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

○ 整備事業

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

(2) 対象経費：

○ 推進事業

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

○ 緊急捕獲事業

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3) 補助率：

○ 推進事業

- ・1／2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

○ 緊急捕獲事業

- ・定額

○ 整備事業

- ・1／2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4) 補助上限額

○ 推進事業

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

○ 緊急捕獲事業

- ・8,000円以内／頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内／頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内／頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内／羽（鳥類）

○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

○ 緊急捕獲事業

- ・ 推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

5 募 集 期 間

- (1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問 合 せ 先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり担当
- (3) 電話番号：023-630-2710